

届出様式の記入例（新規届出の場合）

様式第 33（施行規則第 39 条第 1 項関係）

媒介等の業務届出書											
								令和〇〇年〇〇月〇〇日			
総務大臣 殿											
			郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 (ふりがな) ① 住所 東京都千代田区霞が関〇〇 (ふりがな) ② 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎 ③ 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ④ 担当部署名 〇〇課								
電気通信事業法第 73 条の 2 第 1 項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。											
1 電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）											
⑤ 電話番号		03-〇〇〇〇-〇〇〇〇									
電子メールアドレス		〇〇@〇〇.jp									
2 媒介等の業務に係る電気通信役務 ⑥	3 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			4 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			5 委託に係る再委託の有無 ⑨	6 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別 ⑩			
	氏名又は名称 ⑦	住所	法人番号	氏名又は名称 ⑧	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
FTTHアクセスサービス（足回り回線）	株式会社△△	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社××	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	○	○		○	
FTTHアクセスサービス（足回り回線）	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社××	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	○	○		○	
MNOの携帯端末サービス	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	×				○

同じ「役務」であっても「事業者」ごとに分けて記述すること

同じ「事業者」であっても「役務」ごとに分けて記述すること

記入例の解説（新規届出の場合）

数字は前頁の記入例中の①～⑩に対応します。なお、複数の種類や提供元の電気通信役務を取り扱う場合であっても、届出事項を一葉に整理し、記載してください。

また、届出者の**住民票の写し※（個人の場合）**及び**返信用封筒（届出者の住所を表面に宛先として記載し、84円切手を貼り付けた長形3号の封筒）**のご提出もお願いいたします。

※ コピー不可。

	記載事項	記載方法	変更届出の要否
①	住所	届出者の住所を記載すること。法人である場合は登記上の本店所在地を記載し、その他の場合は本人又は代表者の住民票上の住所を記載すること。	○
②	氏名	当該欄に記載する者が個人である場合にあっては当該者の氏名、法人である場合にあっては当該法人名及び代表者の氏名を記載すること。	○
③	法人番号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。法人番号がない場合にあっては空欄とすること。	○
④	担当部署名	総務省からの問合せ等を受ける担当窓口となる部署がある場合は、名称を記載すること。	×
⑤	電話番号及び電子メールアドレス	連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。ただし、担当部署等の連絡先に頻繁な変更が想定される場合は、代表番号や代表のメールアドレスを記載すること。 届出書に記載されたメールアドレスは、報告システムのアカウントとしても使用されます。複数社で同一のメールアドレスを連絡先として記載することは原則認められませんので、ご注意ください。	○
⑥	媒介等の業務に係る電気通信役務	届出者が取り扱う（媒介等の業務の対象となる）電気通信役務の種類について、指定告示における電気通信役務の区分ごとに記載すること。 <u>この際、具体的な電気通信役務の名称については、指定告示上の名称（例：「仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務」）や具体的なサービス名（例：「〇〇光マンションタイプ」）ではなく、以下の表「指定告示において指定する電気通信役務の一覧」中のサービス名（例：「FTTHアクセスサービス（足回り回線）」）を用いること。</u> また、複数の種類の電気通信役務を取り扱う場合には、⑦～⑩までの項目は、それぞれの役務の単位ごとに記載すること。 指定告示においては、アクセスサービス（足回り回線部分）と当該回線により提供されるインターネット接続サービス（ISP部分）を区別して規定しているが、足回り回線部分とISP部分が一体として提供されている場合は、以下の表「指定告示において指定する電気通信役務の一覧」中の「複数の電気通信役務が一体提供されているもの」欄に記載した電気通信役務の名称を用いること。 ただし、「複数の電気通信役務が一体提供するもの」に該当するもの	○

であっても、それぞれの電気通信役務を提供する電気通信事業者が異なっていたり、それぞれの電気通信役務の委託元が異なっていたりする場合には、それぞれ別の行に記載すること。

【指定告示において指定する電気通信役務の一覧】

① 事業法第26条第1項第1号関係

指定告示の条項	サービス名	解説・備考
第2条 第1号	MNO ^{※1} の携帯電話 端末サービス	スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペイドは除かれる（後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当）。データ通信に関しては、足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
第2号	MNOの無線インターネット専用サービス	タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの、モバイルWiMAX及びAXGP（※3）が該当する。プリペイドは除かれる（後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当）。足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
第3号	MVNO ^{※2} の期間拘束あり無線インターネット専用サービス	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供するデータ通信専用サービスで、契約期間の途中で変更・解約しても月額基本料金を超える違約金が生じるもの（※4）が該当する。自動更新の有無は問わない。また、当初の契約期間の経過後はいつでも違約金なしで解約できるようになるサービスであっても、その当初の期間中に変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じる場合は、該当する。プリペイドは除かれる（後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当）。足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
第4号	MVNOの携帯電話 端末サービス	スマートフォンを含む携帯電話端末向けにMVNOが提供する音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペイドは除かれる（後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当）。データ通信に関しては、足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。

※1 自ら電波の割当を受けて携帯電話端末サービス等を展開する事業者

※2 自らは電波の割当を受けず、電波を割り当てられた事業者からネットワークを借りて、いわゆる格安スマホやモバイルWi-Fiルーター等向けに独自のサービスを展開する事業者

※3 PHSの次世代システムとして導入されたXGPという通信規格を改良した規格。データ通信規格としてLTEと同列で利用される。

※4 契約期間の経過後、違約金なしで解約できるものも含まれる。

②事業法第26条第1項第2号関係

指定告示の条項	サービス名	解説・備考	
第3項	第1号	FTTHアクセスサービス（足回り回線）	光ファイバの足回り回線部分のみを利用者に提供するサービス。
	第2号	CATVアクセスサービス（足回り回線）	ケーブルテレビの足回り回線部分のみを利用者に提供するサービス

第3号	分離型のISPサービス（FTTH及びCATVインターネット向け）	FTTHインターネットサービスやCATVインターネットサービスについて、ISPサービスが足回り回線部分とは別に分離して提供されている場合には、それ単体として該当する。
第4号	分離型のISPサービス（DSL向け）	DSLサービス（ADSL等）の足回り回線部分のサービスとは分離して提供されるISPサービスが該当する。より具体的には、足回り部分の契約を解除せずに提供元事業者を変更できるものとして定義している。そうした分離型のISPサービスは、第3号も同様であるが、電話勧誘により利用者のパソコンを遠隔操作することで容易に提供元事業者を変更できることから、対象とするものである。

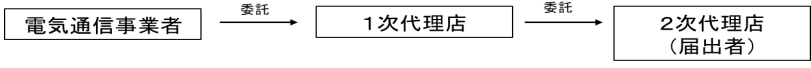
○複数の電気通信役務が一体提供されているもの

第1号・第3号	FTTHインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）	
第1号・第3号・第4項・第6号	FTTHインターネットサービス（足回り回線、ISPサービス及びIP電話サービスの一体提供）	
第2号・第3号	CATVインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）	
第2号・第3号・第4項・第6号	CATVインターネットサービス（足回り回線、ISPサービス及びIP電話サービスの一体提供）	

②業法第26条第1項第3号関係

指定告示の条項	サービス名	解説・備考	
第4項	第1号	電話及びISDNサービス	地域、長距離、国際のいずれの区分も含む。
	第2号	DSLアクセスサービス（足回り回線）	DSLサービスのうち、足回り回線部分を単独で提供するものが対象である。足回り回線部分とISP部分を一体として提供するもの（足回り回線部分の契約を維持したままISP部分の提供元事業者を変更することはできないもの）については、下の「複数の役務が一体提供されているもの」を参照。また、両者が分離されている場合のISP部分については、上の指定告示第3項第4号を参照。
	第3号	PHSサービス	PHS端末向けに提供される音声サービス及びインターネット接続サービスが該当する。MVNOを含む。
	第4号	公衆無線LANサービス（足回り回線）	—
	第5号	FWAアクセスサービス（足回り回線）	固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するサービスが該当する。

		<table border="1"> <tr> <td>第6号</td> <td>IP電話サービス</td> <td>050 IP電話及び0AB～J IP電話が該当する。</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>プリペイドサービス</td> <td>指定告示第2項第1号～第4号のサービスに係るものが該当する。</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス</td> <td>タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供するデータ通信専用サービスで、期間途中で変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じないサービスが該当する。</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>その他のISPサービス</td> <td>上に掲げた類型に該当しなくとも、アクセス回線の別や端末の別を問わず、例えば専用回線を使用するものなど、インターネット接続サービスについてはいずれにせよ該当する（移動通信であっても対象）。ウェブホスティングサービスなどのアプリケーションレベルのサービスは対象に含まれない。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○複数の電気通信役務が一体提供されているもの</td> </tr> <tr> <td>第2号・第3項・第4項</td> <td>DSLインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4号・第9号</td> <td>公衆無線LANサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5号・第9号</td> <td>FWAインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）</td> <td></td> </tr> </table>	第6号	IP電話サービス	050 IP電話及び0AB～J IP電話が該当する。	第7号	プリペイドサービス	指定告示第2項第1号～第4号のサービスに係るものが該当する。	第8号	MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供するデータ通信専用サービスで、期間途中で変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じないサービスが該当する。	第9号	その他のISPサービス	上に掲げた類型に該当しなくとも、アクセス回線の別や端末の別を問わず、例えば専用回線を使用するものなど、インターネット接続サービスについてはいずれにせよ該当する（移動通信であっても対象）。ウェブホスティングサービスなどのアプリケーションレベルのサービスは対象に含まれない。	○複数の電気通信役務が一体提供されているもの			第2号・第3項・第4項	DSLインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）		第4号・第9号	公衆無線LANサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）		第5号・第9号	FWAインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）		
第6号	IP電話サービス	050 IP電話及び0AB～J IP電話が該当する。																									
第7号	プリペイドサービス	指定告示第2項第1号～第4号のサービスに係るものが該当する。																									
第8号	MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供するデータ通信専用サービスで、期間途中で変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じないサービスが該当する。																									
第9号	その他のISPサービス	上に掲げた類型に該当しなくとも、アクセス回線の別や端末の別を問わず、例えば専用回線を使用するものなど、インターネット接続サービスについてはいずれにせよ該当する（移動通信であっても対象）。ウェブホスティングサービスなどのアプリケーションレベルのサービスは対象に含まれない。																									
○複数の電気通信役務が一体提供されているもの																											
第2号・第3項・第4項	DSLインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）																										
第4号・第9号	公衆無線LANサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）																										
第5号・第9号	FWAインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）																										
⑦	<p>媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称等</p>	<p>届出者が取り扱う（媒介等の業務の対象となる）電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称、住所及び法人番号について記載すること。</p> <p><例></p> <pre> graph LR A[電気通信事業者] -- 委託 --> B[1次代理店] B -- 委託 --> C[2次代理店 (届出者)] </pre> <p>※ 上の図のような委託構造の場合、届出者（2次代理店）は電気通信事業者の名称、住所及び法人番号を記入。</p>	○																								

⑧	委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称等	<p>届出者に直接媒介等の業務を委託する電気通信事業者又は媒介等業務受託者の名称、住所及び法人番号について記載すること。届出者が電気通信事業者から直接委託を受けている場合（いわゆる1次代理店である場合）には、⑦と同じ内容を記載すること。</p> <p><例></p>  <p>※ 上の図のような委託構造の場合、届出者（2次代理店）は1次代理店の名称、住所及び法人番号を記入。</p>	○
⑨	委託に係る再委託の有無	届出者が委託を受ける媒介等の業務を更に他者に再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「×」を記入すること。	○
⑩	媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別	<p>媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。</p> <p>各販売方法の別の定義は以下のとおり。</p> <p>【店舗販売】: <u>自らの営業所において対面により電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法</u></p> <p>【訪問販売等】: <u>対面により電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法であって、店舗販売に該当しないもの</u></p> <p>【電話勧誘販売】: <u>電話をかけ又は電話をかけさせ、その電話において電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を行う販売方法</u></p> <p>【通信販売等】: <u>対面によらず電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法であって、電話勧誘販売に該当しないもの</u></p> <p><u>この際、同一の役務に対して複数の販売方法がある場合には、複数項目に「○」を記入すること。また、「契約の締結の勧誘」と「契約の申込みの受領」を異なる販売方法で実施している場合には、各項目に「○」を記入すること。</u></p>	○

以上の事項のうち、①～③又は⑤～⑩の内容に変更があった場合には、遅滞なく変更の届出を行う必要があります。